平成２９年（フ）第６３号
岐阜県安八郡輪之内町下大榑12968番地の１
債務者　レディースファッションＪＯＹこと
森島　新二
１　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綴喜　秀光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
岐阜県安八郡輪之内町下大榑12968番地の１
債務者　森島　律子
１　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綴喜　秀光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
静岡県島田市高熊110番地の７
債務者　鈴木　洋子
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　御宿　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月18日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８６号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番５－205号
新鶴団地、前住所茨城県土浦市東真鍋町22番２号
債務者　石井　裕二
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小寺　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８７号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番５－205号
新鶴団地、前住所茨城県土浦市東真鍋町22番２号
債務者　石井　惠子
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小寺　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８４号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地５－806、前住所埼玉県新座市野火止８丁目８番20－124号武蔵野北スカイハイツ
債務者　本間　秀幸
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５６０号
神奈川県平塚市四之宮３－13－33、住民票上の住所神奈川県伊勢原市桜台１丁目29番16号
債務者　西井　幸枝
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　高王
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６９６号
札幌市手稲区曙３条３丁目１番11－103号、住民票上の住所北海道石狩市花川南６条１丁目11番地11　ハウスオブ花川101号
債務者　菅原　文子
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６４号
札幌市南区真駒内235番地
債務者　髙柳　敏和
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２７号
札幌市豊平区西岡５条２丁目５番１号　パラシオンＹ－105号
債務者　能登谷英明
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６３号
札幌市中央区南14条西18丁目１番20号　ロイヤルハイツ南14条211号
債務者　向井　瑞光（変更前の名勉）
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６４号
札幌市中央区南14条西18丁目１番20号　ロイヤルハイツ南14条211号
債務者　向井　瑞枝（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１２２号
北海道江別市文京台東町37番地の18　Ｌｕｘｅ文京台101号室
債務者　安達　亮輔
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１３４号
札幌市清田区清田３条１丁目３番19号　ハーベストアオキ203号
債務者　野田絵里奈
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４４号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目８番15号　エポック月寒101号
債務者　戸田　フク
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１５０号
札幌市手稲区手稲本町１条２丁目３番22号　オリンピア１－３号
債務者　長瀬　敦子（旧姓吉田・小渡）
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部